

建築物給水設備衛生指導要綱

第1 目的

この要綱は、「水道法」、「名古屋市水道法施行細則」（以下「細則」という。）及び「給排水設備の構造と維持管理に関する基準及び指導要綱」（以下「給排水設備要綱」という。）に定めるもののほか、建築物における給水設備の把握及び衛生指導等に関し必要な事項を定めることにより、衛生的で安全な飲料水の確保を図ることを目的とする。

第2 定義

1 専用水道

専用水道とは、水道法第3条第6項に基づく施設をいう。

2 簡易専用水道

簡易専用水道とは、水道法第3条第7項に基づく施設をいう。

3 小規模貯水槽水道

小規模貯水槽水道とは、1及び2を除く飲用に供される受水槽保有施設であって、水道事業の用に供する水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。

4 その他受水槽

その他受水槽とは、1、2及び3を除く飲用に供される受水槽保有施設であって、水道事業の用に供する水道又は専用水道以外の井水等を水源とするものをいう。

第3 専用水道

1 施設の把握

すでに使用開始している専用水道に該当する施設で、確認を受けていないものを把握したときは、設置者に専用水道設置報告書（様式第1号）及び水道技術管理者設置届を保健所長に提出するよう指導する。

2 立入検査

必要に応じ施設の立入検査を行う。立入検査に際しては、「専用水道立入検査調査表」（別紙1）に基づき管理状況の検査を行う。併せて、末端給水栓における水質検査（残留塩素濃度、pH値）を行う。

3 報告徴収

- (1) 必要に応じ設置者から給水設備改善報告書（様式第2号）により報告徴収を行う。
報告書の内容を確認するため、適宜、施設への現場検査を行う。
- (2) 配水施設（配水池を除く）の新設、増設又は改造の工事による施設の変更を認

めた場合は、設置者に工事施行状況報告書（様式第3号）を保健所長に提出するよう指導する。

- (3) 設置者に水道法第20条による水質検査（1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を除く。）及び原水の水質検査の結果を、検査実施月の翌月15日までに保健所長に報告するよう指導する。

4 水質検査

水道法第20条による水質検査及び原水の水質検査について、設置者に「専用水道における水質検査の考え方」（別紙2）に基づき実施するよう指導する。

なお、原水検査については、「専用水道におけるクリプトスポリジウム等対策について（平成19年10月26日付19健環第231号健康福祉局長通知）」により、必要な検査を実施するよう指導する。

第4 簡易専用水道

1 届出等

(1) 設置届

簡易専用水道の設置を認めた場合、設置者又は施設の維持管理について権原を与えられている者（以下「設置者等」という。）に、簡易専用水道設置届（様式第4号）に給水設備構造概要（様式第5号）を添付して保健所長に提出するよう指導する。ただし、上下水道局を経由して送付を受けた給水設備使用開始届（様式第6号）により、簡易専用水道の設置を認めた場合は、簡易専用水道設置届が提出されたものとみなす。

(2) 変更届

簡易専用水道設置届の記載事項に変更を認めた場合、設置者等に簡易専用水道変更届（様式第7号）を保健所長に提出するよう指導する。ただし、上下水道局を経由して送付を受けた給水設備使用開始届により、簡易専用水道設置届の記載事項に係る変更を認めた場合は、簡易専用水道変更届が提出されたものとみなす。

(3) 廃止届

簡易専用水道の廃止（該当しなくなった施設を含む。）を認めた場合、設置者等に簡易専用水道廃止届（様式第8号）を保健所長に提出するよう指導する。ただし、上下水道局を経由して送付を受けた給水設備使用開始届により、簡易専用水道の廃止を認めた場合は、簡易専用水道廃止届が提出されたものとみなす。

2 立入検査

必要に応じ施設の立入検査を行う。立入検査に際しては、水道法施行規則第55条の管理基準及び給排水設備要綱に基づく管理状況等の検査を行う。併せて、末端給水栓における水質検査（残留塩素濃度、pH値）を行う。

3 報告徴収

必要に応じ設置者等から給水設備改善報告書により報告徴収を行う。報告書の内容を確認するため、適宜、施設への現場検査を行う。

4 法定検査

設置者に対し、水道法第34条の2第2項の登録検査機関による検査を受検するよう指導する。併せて、設置者が登録検査機関から衛生上問題があった旨を保健所長に報告するよう助言を受けたときは、速やかに報告するよう指導する。

第5 小規模貯水槽水道

1 施設の把握

上下水道局を経由し送付を受けた給水設備使用開始届を基に、現場調査を行い、記載事項の確認を行う。

また、未把握施設について、関係機関の協力又は実態調査等により、把握に努める。

2 立入指導

必要に応じ施設の立入指導を行う。立入指導に際しては、給排水設備要綱に基づく管理状況等の検査を行う。併せて、末端給水栓における水質検査（残留塩素濃度、pH値）を行う。

3 報告徴収

必要に応じ設置者等から給水設備改善報告書により報告徴収を行う。報告書の内容を確認するため、適宜、施設への現場検査を行う。

4 貯水槽清掃

小規模貯水槽水道の貯水槽清掃を行ったときは、設置者等に給排水設備要綱に基づき貯水槽の壁面等に清掃済証（様式例参照）を貼付するよう指導する。併せて、保健所長に貯水槽清掃実施報告書（様式第9号）を提出するよう指導する。

なお、特定建築物については、特定建築物維持管理報告書（建築物衛生指導要綱第9号様式）の提出によって貯水槽の清掃実施を確認できた場合は、貯水槽清掃実施報告書の提出があったこととみなすことができる。

第6 その他受水槽

施設の把握に努め、必要に応じ立入指導を行う。立入指導に際しては、施設所在地が水道事業の用に供する水道又は専用水道の給水区域である場合には、水道事業の用に供する水道又は専用水道からの給水に努めるよう指導し、やむを得ず井水等を水源とする場合は、給排水設備要綱及び「飲用井戸等衛生対策要領の実施について」（昭和62年2月17日付62衛環第2-9号の2、衛生局長通知）に基づき必要な衛生措

置を講じるよう指導する。

第7 普及啓発活動

飲料水の衛生確保を図るため設置者等に対し、次の普及啓発活動を行う。

1 飲料水の衛生指導

貯水槽水道、井戸及びウォータークーラー等の飲料水について、市民、業者等から相談があった場合は、衛生指導に努める。必要に応じ現場検査を行う。

2 講習会の開催

設置者等に対して、給水設備の衛生管理に関する講習会を開催し、衛生知識の普及及び自主管理意識の向上を図る。

講習会開催の機会をとらえ、施設の実態把握に努める。

3 広報なごや等の活用

設置者の自主管理を推進するため、広報なごや、名古屋市公式ウェブサイト等の広報を通じ、衛生教育活動を行う。

保健環境委員会等の地区組織活動の機会をとらえ、利用者である市民への普及啓発に努める。

第8 調査研究活動

飲料水の衛生確保を図るため、地域の実状に応じ給水設備の管理等の調査研究活動を行い、問題点の把握及び対応策の検討を行う。

第9 汚染事故の対応

次に掲げる場合は、直ちに施設への立入検査を行う。必要に応じて、「給水タンク等以下給水設備の飲料水汚染事故処理規程（昭和52年1月19日付52衛環第6号衛生局長通知）」、「健康危機管理マニュアル第2章Ⅳ 飲料水危機管理マニュアル（平成17年3月健康福祉局）」等に定める措置を講ずる。

- 1 登録検査機関から助言を受けた設置者より報告があった場合
- 2 設置者又は利用者等から給水設備の飲料水に異常を認めた旨の通報を受けた場合
- 3 水質検査の結果、有害物質又は病原微生物による汚染の疑いがある場合

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、様式第8号の改正規定は、平成25年5月7日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正し使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正し使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正し使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月3日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正し使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2年12月 1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の各要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に改正前の要綱の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正し使用することができる。

専 用 水 道 設 置 報 告 書

年 月 日

(宛先) 名古屋市保健所長

住 所

氏 名

(法人の場合は、その名称、
所在地及び代表者の氏名)

水道事務所の所在地

下記水道が水道法第3条第6項に規定する専用水道の適用を受けることになりましたので報告します。

記

- 1 施設名
- 2 施設所在地
- 3 給水区域、給水人口
- 4 一日最大給水量及び一日平均給水量
- 5 水源の種別及び取水地点
- 6 水道施設の概要
- 7 水道施設の位置、規模及び構造

(1) 水道施設の位置

(2) 規模及び構造

施設の種別	規 模	構 造	備 考

8 浄水方法

9 給水開始年月日及び水道法の適用を受けることとなった年月日

様式第1号（裏面）

併せて提出する書類

- 1 水の供給が行われる地域を記載した図面
- 2 水道施設の位置を明らかにする地図
- 3 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
- 4 主要な水道施設（5に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 5 導水管きょ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図
- 6 水質検査結果書 原水及び給水栓水
（「水質基準に関する省令」に定められた全項目の検査）

No. _____

給水設備改善報告書

報告用

施設の名称 _____

施設の所在地 _____

Tel _____

設置者（管理者）の氏名 _____

様 _____

水質検査結果

項 目	結 果	基 準
p H 値		5 . 8 ～ 8 . 6
遊離残留塩素濃度	mg/L	0 . 1 mg/L 以上

維持管理状況結果

項 目	結 果	結 果 の 詳 細
1 法 定 検 査 の 受 検	良・不良	
2 貯水槽清掃の実施	良・不良	
3 保守点検の実施	良・不良	
4 構造設備の状態	良・不良	
5 水質検査の実施	良・不良	
6 図面等の保管整備	良・不良	
7 現場水質検査結果	良・不良	
8 そ の 他	良・不良	

上記の◎印の項目について、次のとおり改善しましたので、報告します。

[改善内容]

年 月 日

(宛先) 名古屋市保健所長

設置者（管理者）氏名

様式第3号

工 事 施 行 状 況 報 告 書

年 月 日

(宛先) 名古屋市保健所長

住所

氏名

〔 法人の場合は、その名称、
所在地及び代表者の氏名 〕

下記のとおり専用水道の施設の工事により、施設に変更が生じたので報告します。

記

1 専用水道の名称

2 専用水道の設置場所

3 変更事項

(1) 変更前

(2) 変更後

4 変更年月日

(併せて提出する書類)

変更事項の構造を明らかにする図面

様式第4号

簡 易 専 用 水 道 設 置 届

年 月 日

(宛先) 名古屋市保健所長

届出者住所

氏名

〔 法人の場合は、その名称、
所在地及び代表者の氏名 〕

下記のとおり簡易専用水道を設置しましたので、届け出ます。

記

1 施設名称	
2 施設所在地	
3 建築年月	年 月 日
4 建物用途	
5 建物構造	地上 階、地下 階、延面積 m ²
6 設置者	住 所 氏 名 TEL
7 管理者	住 所 氏 名 TEL
8 簡易専用水道	受水槽容量 m ³ (有効容量 m ³)

(併せて提出する書類) 給水設備構造概要

給 水 設 備 構 造 概 要

(宛先) 保 健 所 長

①水栓番号		第 号		受 付		年 月 日			
②届 出 事 由		新 設 ・ 変 更 ・ 廃 止							
③装 置 場 所		摘 要							
④設置者	住所								
	フリガナ 氏名					電話番号 () -			
⑤建 物 名 称									
⑥完 成 年 月 日		年 月 日							
⑦管 理 責 任 者		氏名				電話番号 () -			
⑧修繕対応業者		氏名				電話番号 () -			
⑨使 用 形 態 〔導水装置に かかるもののみ〕		1.公営集合住宅 2.私営集合住宅 3.専用住宅 4.寮・社宅 5.飲食店舗 6.大規模小売店舗 7.一般店舗 8.店舗付住宅 9.会社・事務所 10.工場 11.病院・医療 12.ホテル・旅館 13.学校 14.複数業種ビル 15.倉庫 16.官公署 80.飲用外 99.その他 ()							
⑩集合住宅戸数		受水タンク以下 戸		直圧部分 戸 (同一メータに係るもののみ)		⑪建物併用区分 1.受水タンク式 2.併用式			
⑫建 物 構 造		棟数 棟		階 数 〔複数棟では 最大値〕 地上 階 地下 階		延べ面積 〔複数棟では 最大値〕 m ²			
⑬有 効 容 量 (飲料用)		受水タンク (槽式) m ³		〔小数点以下第1位 ま で 記 入〕 高架タンク (槽式) m ³		〔小数点以下第1位 ま で 記 入〕			
⑭給 水 方 式		1.高架タンク 2.圧力タンク 3.加圧ポンプ(タンクレス) 4.その他 ()							
受水 タンク	⑮設置状態	屋 内 外 1.屋内 2.屋外 設置区分 1.地上設置式 2.地下設置式(地下 階) 3.地下ピット式 4.その他 ()							
	⑯材 質	1.コンクリート 2.合成樹脂 3.鋼板 4.ステンレス 5.その他 ()							
	⑰専用・兼用 ()	1.飲料水専用 2.兼用〔消火設備・その他 ()〕				⑱満減水警報装置 1.有 2.無			
	⑲マンホール	立ち上がり 1.有 (cm) 2.無		⑳施 錠		1.有(マンホール・出入禁止) 2.無			
	㉑オーバーフロー管	1.有 2.無 間接排水 1.有 2.無		防虫網 1.有 2.無					
高架 タンク	㉒設置状態	屋 内 外 1.屋内(地上 階) 2.屋外(地上 階)							
	㉓材 質	1.コンクリート 2.合成樹脂 3.鋼板 4.ステンレス 5.その他 ()							
	㉔専用・兼用 ()	1.飲料水専用 2.兼用〔消火設備・その他 ()〕				㉕満減水警報装置 1.有 2.無			
	㉖マンホール	立ち上がり 1.有 (cm) 2.無		㉗施 錠		1.有(マンホール・出入禁止) 2.無			
	㉙オーバーフロー管	1.有 2.無 間接排水 1.有 2.無		防虫網 1.有 2.無					
㉚給水管の材質		1.鉄 2.亜鉛引鉄 3.塩ビライニング鉄 4.塩化ビニル 5.その他 ()							
㉛塩素注入機		1.有(使用塩素剤名) 2.無							
㉜防錆剤の使用		1.有〔(主成分)リン酸系・ケイ酸系 (性状)液体・固体 (注入方法) 〕 2.無							
㉝使 用 水 量		m ³ /月							
㉞水質検査器具		1.有〔(器具名)残留塩素計・pH計・その他 ()〕 2.無							
㉟排 水 設 備		1.有〔汚水タンク・雑排水タンク・その他 ()〕 2.無							

（維持管理状況）

立 入 検 査 及 び 報 告 徴 収		登 録 検 査 機 関 に よ る 検 査	
年 月 日	特 記 事 項	年 月 日	特 記 事 項

（備 考）

項 目	実施の有無	定 期 ・ 不 定 期 の 別	備 考
給水タンクの清掃	有 ・ 無	定期（ 回／年） ・ 不定期	
給水設備の保守点検	有 ・ 無	定期（ 回／年） ・ 不定期	
水 質 検 査 の 実 施	有 ・ 無	定期（ 回／年） ・ 不定期	
残 留 塩 素 の 測 定	有 ・ 無	定期（ 回／年） ・ 不定期	

導水装置工事施行届内訳書兼給水設備使用開始届

(保健所用)

(宛先) 保 健 所 長

①水栓番号		第 号		受	年 月 日		
②届 出 事 由		新 設 ・ 改 造 ・ 増 設 ・ 撤 去		付	第 号		
③装 置 場 所		摘 要					
④設置者	住所						
	フリガナ 氏名					電話番号 () —	
⑤建 物 名 称							
				受水タンク本体の変更 1. 有 2. 無			
⑥完成予定年月日		年 月 日					
⑦管 理 責 任 者		氏名			電話番号 () —		
⑧修繕対応業者		氏名			電話番号 () —		
⑨使 用 形 態 〔導水装置に かかるもののみ〕		1. 公営集合住宅 2. 私営集合住宅 3. 専用住宅 4. 寮・社宅 5. 飲食店舗 6. 大規模小売店舗 7. 一般店舗 8. 店舗付住宅 9. 会社・事務所 10. 工場 11. 病院・医療 12. ホテル・旅館 13. 学校 14. 複数業種ビル 15. 倉庫 16. 官公署 80. 飲用外 99. その他 ()					
⑩集合住宅戸数		受水タンク以下 戸		直圧部分 戸 (同一メータに係るもののみ)		⑪建物併用区分 1. 受水タンク式 2. 併用式	
⑫建 物 構 造		棟数 棟	階 数 〔複数棟では 最 大 値〕	地上 地下	階 階	延べ面積 〔複数棟では 最 大 値〕 m ²	
⑬有 効 容 量 (飲料用)		受水タンク (槽式) m ³		〔小数点以下第1位 ま で 記 入〕	高架タンク (槽式) m ³ 〔小数点以下第1位 ま で 記 入〕		
⑭給 水 方 式		1. 高架タンク 2. 圧力タンク 3. 加圧ポンプ (タンクレス) 4. その他 ()					
受 水 タ ン ク	⑮設置状態	屋 内 外 1. 屋内 2. 屋外 設置区分 1. 地上設置式 2. 地下設置式 (地下 階) 3. 地下ピット式 4. その他 ()					
	⑯材 質	1. コンクリート 2. 合成樹脂 3. 鋼板 4. ステンレス 5. その他 ()					
	⑰専用・兼用 ()	1. 飲料水専用 2. 兼用 [消火設備・その他 ()]			⑱満減水警報装置	1. 有 2. 無	
	⑲マンホール	立ち上がり 1. 有 (cm) 2. 無		⑳施 錠	1. 有 (マンホール・出入禁止) 2. 無		
	㉑オーバーフロー管	1. 有 2. 無	間接排水 1. 有 2. 無		防虫網 1. 有 2. 無		
高 架 タ ン ク	㉒設置状態	屋 内 外 1. 屋内 (地上 階) 2. 屋外 (地上 階)					
	㉓材 質	1. コンクリート 2. 合成樹脂 3. 鋼板 4. ステンレス 5. その他 ()					
	㉔専用・兼用 ()	1. 飲料水専用 2. 兼用 [消火設備・その他 ()]			㉕満減水警報装置	1. 有 2. 無	
	㉖マンホール	立ち上がり 1. 有 (cm) 2. 無		㉗施 錠	1. 有 (マンホール・出入禁止) 2. 無		
㉘オーバーフロー管		1. 有 2. 無	間接排水 1. 有 2. 無		防虫網 1. 有 2. 無		
㉙給水管の材質		1. 鉄 2. 垂鉛引鉄 3. 塩ビライニング鉄 4. 塩化ビニル 5. その他 ()					
㉚塩素注入機		1. 有 (使用塩素剤名) 2. 無					
㉛防錆剤の使用		1. 有 [(主成分) リン酸系・ケイ酸系 (性状) 液体・固体 (注入方法)] 2. 無					
㉜使 用 水 量		m ³ /月					
㉝水質検査器具		1. 有 [(器具名) 残留塩素計・pH計・その他 ()] 2. 無					
㉞排 水 設 備		1. 有 [汚水タンク・雑排水タンク・その他 ()] 2. 無					

(維持管理状況)

[illegible]

項 目	実施の有無	定 期 ・ 不 定 期 の 別	備 考
給水タンクの清掃	有 ・ 無	定期（ 回／年） ・ 不定期	
給水設備の保守点検	有 ・ 無	定期（ 回／年） ・ 不定期	
水 質 検 査 の 実 施	有 ・ 無	定期（ 回／年） ・ 不定期	
残 留 塩 素 の 測 定	有 ・ 無	定期（ 回／年） ・ 不定期	

様式第7号

簡 易 専 用 水 道 変 更 届

年 月 日

(宛先) 名古屋市保健所長

届出者住所

氏名

〔 法人の場合は、その名称、
所在地及び代表者の氏名 〕

下記のとおり簡易専用水道の届出事項に変更が生じましたので、届け出ます。

記

1 施設名称	
2 施設所在地	
3 変更事項	
(変更前)	
(変更後)	
4 変更年月日	年 月 日
5 変更理由	

様式第8号

簡 易 専 用 水 道 廃 止 届

年 月 日

(宛先) 名古屋市保健所長

届出者住所

氏名

〔 法人の場合は、その名称、
所在地及び代表者の氏名 〕

下記のとおり簡易専用水道を廃止しましたので、届け出ます。

記

1 施設名称	
2 施設所在地	
3 廃止年月日	年 月 日
4 廃止理由	

貯 水 槽 清 掃 実 施 報 告 書

年 月 日

（宛先）名古屋市保健所長

報告者 住所

氏名

電話 （ ） —

〔 法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の
氏名 〕

貯水槽の清掃を実施しましたので、下記のとおり報告します。

記

施 設 名 称 所 在 地	
有 効 容 量	受水槽： m ³
設 置 者 又は 管 理 者	住所 担当者氏名 氏名 電話 （ ） —
清 掃 年 月 日	年 月 日
清掃済証の貼付	有 ・ 無 （どちらかを○で囲んでください）
そ の 他	（清掃実施業者名、変更、廃止等の連絡事項を書いてください。） 清掃実施業者名：

※報告者が設置者（管理者）以外の場合は、下の報告者欄にサインしてください。

私は、この報告書の内容及び提出について、設置者（管理者）の同意を得ています。	（報告者）
--	-------

様式第9号（裏面）

【提出窓口】

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市保健所 生活衛生部 環境薬務課 環境衛生担当

TEL : 052-972-2644 FAX : 052-972-4153

E-mail : a2644@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

この報告書についてのお問い合わせ、ご相談は名古屋市保健所環境薬務課へ

専用水道立入検査調査表

	項 目		指 導 内 容
1	水道技術管理者の設置		適正に設置されているか
2	健康診断の実施		おおむね 6 ヶ月毎に実施しているか
	健康診断の記録保存		記録が 1 年間保存されているか
3	水質検査の実施	毎日検査	色、濁り、残留塩素の測定を実施しているか
		定期検査	適正に水質検査を実施しているか
		原水検査(年 1 回)	検査の実施状況はよいか
		検査結果	5 年間保存されているか
		次年度計画書	適正に計画されているか
		検査結果の報告(毎月)	定期検査結果の報告状況は良好か
4	水質検査の委託	検査実施機関	厚生労働大臣の登録を受けており、試料の採取から水質検査までを速やかに行える検査機関であるか
		委託契約書	書面により直接契約されているか 必要な事項が記載されているか 契約の終了から 5 年間保存されているか
		委託料	契約内容を遂行できる価格であるかを確認しているか
5	施設の管理状況	立入禁止措置(柵・施錠等)	措置はとられているか
		清潔の保持	施設は清潔にされているか 水の汚染防止措置が十分とられているか
		維持及び修繕	施設を良好な状態に保つため、その維持(運転、保守、巡視、点検、清掃等)及び修繕を行っているか
		消毒設備	適正に機能しているか 消毒剤は適正に管理されているか
		水槽の状態(周囲を含む)	ひび割れ、異物の混入等はないか
		マンホール	防水密閉状態、10cm 程度の立ち上がりはあるか
		オーバーフロー管	管端部の防虫網、排水口空間はあるか
		通気管	防虫網はあるか、有効断面積(揚水管の 1/2 以上)は十分か
		水抜管(ドレン管)	排水口空間は十分か
		図面の常備	施設等の配置、系統の図面は常備されているか
		その他	クロスコネクション等はないか
6	水質検査	測定場所	現場での水質検査結果の適否
		遊離残留塩素濃度	
		pH	
7	諸届の励行		変更届など諸届の提出状況

専用水道における水質検査の考え方

表 1 水道事業の用に供する水道のみを水源とする専用水道

	番号	項 目 名	検査回数	検査回数の減	省略の可否
定期検査	1	一般細菌	おおむね 1 月に 1 回以上	不可	不可
	2	大腸菌		不可	不可
	6	鉛及びその化合物	おおむね 3 月に 1 回以上	(注 1)	(注 2)
	9	亜硝酸態窒素		(注 1)	不可
	10	シアン化物イオン及び塩化シアン		不可	不可
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		(注 1)	不可
	21	塩素酸		不可	不可
	22	クロロ酢酸		不可	不可
	23	クロロホルム		不可	不可
	24	ジクロロ酢酸		不可	不可
	25	ジブロモクロロメタン		不可	不可
	26	臭素酸		不可	不可
	27	総トリハロメタン		不可	不可
	28	トリクロロ酢酸		不可	不可
	29	ブロモジクロロメタン		不可	不可
	30	ブロモホルム		不可	不可
	31	ホルムアルデヒド		不可	不可
	32	亜鉛及びその化合物		(注 1)	(注 2)
	34	鉄及びその化合物			
	35	銅及びその化合物			
	38	塩化物イオン	おおむね 1 月に 1 回以上	連続的測定・記録をしている場合、おおむね3月に1回以上とすることが可。	不可
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)			不可
	47	pH 値			不可
	48	味			不可
	49	臭気			不可
	50	色度			不可
	51	濁度			不可
原水検査	水道事業者が実施した水質検査をもって原水検査に代えることができる。				

注 1 過去 3 年間における当該事項についての検査結果が、基準値の 5 分の 1 以下であるときは、おおむね 1 年に 1 回以上と、過去 3 年間における該当事項についての検査結果が、基準値の 10 分の 1 以下であるときは、おおむね 3 年に 1 回以上とすることができる。

注2 当該事項についての過去（おおむね 3 年間）の検査結果が、基準値の 2 分の 1 を超えたことがなく、かつ、原水の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略することができる。

なお、省略を行った項目についても、おおむね 3 年に 1 回程度は水質検査を行い、水道水質の状況に変化がないことを確認すること。

表2 自己水源をもつ専用水道

	番号	項 目 名	検査回数	検査回数の減	省略の可否
定期検査	1	一般細菌	おおむね1月に1回以上	不可	不可
	2	大腸菌			不可
	3	カドミウム及びその化合物	おおむね3月に1回以上	(注1)	(注2、注4)
	4	水銀及びその化合物			(注2、注4)
	5	セレン及びその化合物			(注2、注4)
	6	鉛及びその化合物			(注3、注4)
	7	ヒ素及びその化合物			(注2、注4)
	8	六価クロム化合物			(注3、注4)
	9	亜硝酸態窒素			不可
	10	シアン化合物イオン及び塩化シアン		不可	不可
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		(注1)	不可
	12	フッ素及びその化合物			(注2、注4)
	13	ホウ素及びその化合物			(注2、注4) (海水を原水とする場合不可)
	14	四塩化炭素			当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。 (注4)
	15	1,4-ジオキサン			
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			
	17	ジクロロメタン			
	18	テトラクロロエチレン		不可	不可
	19	トリクロロエチレン			
	20	ベンゼン			
	21	塩素酸			
	22	クロロ酢酸			
	23	クロロホルム			
	24	ジクロロ酢酸			
	25	ジブロモクロロメタン			
	26	臭素酸			
	27	総トリハロメタン			
	28	トリクロロ酢酸			
	29	ブロモジクロロメタン			

	番号	項 目 名	検査回数	検査回数の減	省略の可否
定期検査	30	ブロモホルム	おおむね3月に1回以上	不可	不可
	31	ホルムアルデヒド			不可
	32	亜鉛及びその化合物		(注1)	(注3、注4)
	33	アルミニウム及びその化合物			(注3、注4)
	34	鉄及びその化合物			(注3、注4)
	35	銅及びその化合物			(注3、注4)
	36	ナトリウム及びその化合物			(注2、注4)
	37	マンガン及びその化合物			(注2、注4)
	38	塩化物イオン	おおむね1月に1回以上	連続測定・記録をしている場合、おおむね3月に1回以上とすることが可。	不可
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	おおむね3月に1回以上	(注1)	(注2、注4)
	40	蒸発残留物			(注2、注4)
	41	陰イオン界面活性剤			(注2、注4)
	42	ジェオスミン	おおむね1月に1回以上 (当該事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く)	不可	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む。)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。(注4)
	43	2-メチルイソボルネオール			
	44	非イオン界面活性剤	おおむね3月に1回以上	(注1)	(注2、注4)
	45	フェノール類			(注2、注4)
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	おおむね1月に1回以上	連続的測定・記録をしている場合、おおむね3月に1回以上とすることが可。	不可
	47	pH値			不可
	48	味			不可
	49	臭気			不可
	50	色度			不可
	51	濁度			不可
原水検査		水質が最も悪化していると考えられる時期を含んで少なくとも毎年1回は定期的に全項目検査(総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味を除く)を実施すること。			

- 注1 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く）であって、過去3年間に於ける当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間に於ける該当事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、おおむね3年に1回以上とすることができる。
- 注2 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
- 注3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。
- 注4 省略を行った項目についても、おおむね3年に1回程度は水質検査を行い、水道水質の状況に変化がないことを確認すること。

貯水槽清掃済証

厚生労働省告示119号に基づく清掃を完了したことを証します

清 掃 年 月 日 年 月 日

次回清掃予定日 年 月 日

清 掃 実 施 業 者

管理責任者（連絡先）